

宗像市起業化支援利子補給補助金制度

宗像市内で起業するために株式会社日本政策金融公庫の貸付を受け、その貸付金利を支払われた方に3年間（36月分）にわたり貸付金利を補助します。

補助制度名	宗像市起業化支援利子補給補助金
対象者要件	<p>宗像市内で起業するために、株式会社日本政策金融公庫国民生活事業の貸付を受け、年間の貸付金利を完納し、次の全ての要件を満たした方が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市内に事務所又は事業所を設置している方 ②市町村税の滞納がない方 ③貸付の合計金額が2,000万円以内の方 ④貸付日が起業日から6ヶ月以内の方 ⑤暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は暴力団員と密接な関係を有する者でない方
申請及び事業報告・請求等について	<p>1、交付申請 ⇒初回は、返済開始後、2回目以降は、1～2月 <small>※初回の申請が、返済開始月から2年以内でなければ補助対象外となります。</small></p> <p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①宗像市利子補給補助金申請書、誓約書（商工観光課にて配布） ②市町村税の滞納がないことの証明書（居住地の税務課にて交付 有料） ③お支払額明細書（株式会社日本政策金融公庫 コピー可） ←初回のみ ④開業計画書（株式会社日本政策金融公庫提出の際のコピー可） ←初回のみ ⑤証明願（商工観光課にて配布） ←初回のみ ⑥印鑑 <p>2、事業報告・請求</p> <p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 宗像市利子補給補助金実績報告書・請求書（申請時に配布） ② 利息支払証明書（株式会社日本政策金融公庫発行 原本） ③ 印鑑
補助金額	<p>1月1日から12月31日（初年度は、返済開始月から12月31日）までに返済した貸付金利の範囲内とします。</p> <p>なお、補助金の額の上限は、貸付口数にかかわらず申請者1人につき年間10万円までとします。</p>
補助期間	貸付の返済開始月から3年間(36月分)とします。
問い合わせお申込み先	<p>〒811-3492 宗像市東郷1丁目1-1 宗像市役所産業振興部 商工観光課 商工係 TEL 0940(36)0037 FAX 0940(36)0320</p>